

憲法判例リスト

「法律上の争訟」

事件名	事実の概要	要点
警察予備隊違憲訴訟	警察予備隊は9条違反では？	具体的事件性が必要、却下
教育勅語違憲決議是正請求事件	国会の教育勅語意見決議はおかしい！	法律上の争訟は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること、②法律の適用によって終局的解決が可能なこと、が必要
国家試験合否判定審査請求事件	技術士の試験、ちゃんとやったの？	法律の適用による解決に適さない、単なる政治的・経済的な問題や技術上・学術上の争いはダメ
群馬大学医学部事件	おばさんってだけで落とすのはおかしい！	差別があったかどうかは審判権が及ぶ問題ではあるが、面接の出来が悪かったんだし不合格は適法でしょ
板まんだら事件	この板まんだら、偽物だから錯誤無効ってことで金返して！（by 創価学会）	本物かどうかは宗教上の問題だから、法令の適用で解決できない、だから法律上の争訟ではない
郵便貯金目減り訴訟	インフレのせいで郵便貯金が目減りしたんだけど、角栄内閣なんとかしてよ！	経済政策は内外の情勢に基づき政府の裁量によって決められるべきで、賠償責任はない
参議院議員選挙無効確認請求事件	神奈川県民が都内の選挙区の参議院選挙の投票無効を主張	当事者資格ない
村議会予算決議無効確認請求事件	勝手に通した予算は無効だ！	予算が執行されないと権利義務の存否の問題はない（成熟性ない）
大阪空港・横田基地騒音公害訴訟	将来的に被る騒音公害の賠償までしろ！	成熟性ない
在外邦人選挙家制限違憲判決	次の選挙まで選挙権がない分賠償責任しろ！	成熟性あり
皇居外苑使用不可処分事件	厚生省、皇居外苑をメーデーに使わせてよ！	5月1日過ぎちゃったから訴えの利益がない
在日朝鮮人祝賀団再入国事件	北朝鮮の建国記念式典行ってくるから、再入国の許可してよ！	祝賀行事終わっちゃったから訴えの利益がない

憲法判例リスト

「部分社会論①～大学～」

事件名	事実の概要	要点
富山大学事件	X ₁ (学部生)「単位ちょうだい」、X ₂ (専攻科生)「単位と専攻科修了認定して」	一般市民社会法秩序とは直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的・自律的な解決に委ねるべし (部分社会論のリーディング・ケース)、単位認定は内部問題で却下
金沢大学医学部事件	必修科目の追試を受けさせてくれなかったんですけど！ 賠償して！	単位認定は内部問題だが、実質的判断に踏み込み、却下ではなく棄却した
神戸高専事件	エホバなので剣道できないんです、なのに体育の単位をくれないで留年・退学させられるってひどくないですか？	内部外部は関係ない、留年でも審査が及ぶ
昭和女子大事件	学生運動に加わったら退学っていう規則、憲法違反じゃないですか？	退学だから外部問題で審査が及ぶ (でも私人間効力は認められないから大学側の勝ち)
鈴鹿国際事件	東条英機万歳の講義をしたんですけど、そうしたら大学が経営上の不利益とか言って事務職員に左遷されました……	内部外部は関係ない、社会通念上著しく合理性を欠く濫用であるから、業務命令は無効

「部分社会論②～議会～」

事件名	事実の概要	要点
山北村議会議員出席停止処分事件	出席停止	内部問題
音戸町議会議員辞職勧告決議事件	辞職勧告決議	内部外部の判断せず、名誉棄損に対する慰謝料請求は容認
諏訪市・札幌市・安堵村各議会議員除名処分事件	除名処分	外部問題 (ただし、条例違反などを具体的に判断)
木崎村・板橋区・碧南市各議会除名処分事件	除名処分	外部問題ではあるが、任期満了に伴い訴えの利益がなくなったので審査せず

憲法判例リスト

「部分社会論③～宗教団体～」

事件名	事実の概要	要点
板まんだら事件	既出	法律適用による終局的解決可能性が必要
慈照寺事件	住職が寺のお金をネコババしたので、檀家が解任を本山の相国寺に請求し、相国寺が住職を解任、住職が地位確認請求	宗教団体の問題（住職⇔慈照寺という法人の代表、相国寺⇔宗教法人理内周相国寺派）は審査しない
曹洞宗種徳寺事件	女性と出奔した住職が、解任後、戻ってきて解任取消し・地位確認を請求	宗教団体の問題
玉龍寺事件	住職が法界の授与を自ら行い、擯斥処分、土地明け渡しを請求	宗教団体の問題じゃダメなんだって！（懲戒規定のうち、教義に反したことなく、手続きの不適正を理由にすべきだった）
本門寺事件	住職の地位確認請求	法律上の争訟として成立

「部分社会論④～労働組合～」

事件名	事実の概要	要点
三井美唄炭鉱事件	美唄市議会選挙に、組合推薦候補になれなかった者が、組合の圧力を受けつつ出馬し当選、組合は組合規約に従い組合員の権利を1年間停止	労働組合には団結権保障のためにありかつ合理的な範囲内での統制権が認められるが、立候補の断念を要求し処分をするのは違法
国労広島地本事件	後述	投票を強制する権限はない（同上）
大阪市職組事件	部落解放運動の支持を批判した職員が組合員資格を1ヶ月停止	外部問題ではないが実体的判断で処分を違法とした
第二東京弁護士会事件	依頼人から受け取った金員を報告しなかった弁護士に対し、日本弁護士連合会が業務を3ヶ月停止	強制加入団体であることも考慮（?）、内部問題でも、処分が事実無根、社会通念上妥当な範囲から逸脱・裁量の踰越・裁量権濫用の場合、実体的判断をする

「部分社会論⑤～政党～」

事件名	事実の概要	要点
日共袴田事件	路線対立のため除名、幹部の住居からの立ち退き請求	内部問題とみなす、公序良俗違反のみ立ち入る
日本新党事件	繰り上げ当選できる松崎候補を除名し比例代表の名簿から削除	手続きの適正のみを専ら問題とし判断を尊重

憲法判例リスト

「統治行為論」

事件名	事実の概要	要点
砂川事件	米軍立川飛行場の拡張に反対する者らが境界柵を破壊、日本国とアメリカ合衆国の安全保障条約第3条に基づく刑事特別法2条違反で起訴されたもので、日米安保、米軍の駐留が憲法9条に違反するかが議論になった	まず、9条でいう「戦力」は日本が主権国として持つ軍であって、米軍は含まれない。次に、日米安保条約の合憲性は、司法判断になじまない。
苫米地事件	国会議員のトマベチさんが、69条（内閣不信任決議）によらずに衆議院解散がなされたこと（抜き打ち解散）で議員資格を失ったので、違憲を訴え、議員資格の確認と任期満了までの歳費の支払いを求めた	直接国家統治の基本に関する、高度に政治性のある国家行為は、法律上の争訟であっても審査権の外
横田基地訴訟	騒音公害（既出）	賠償責任は日本政府が負う（安保条約の規定）
パキスタン・イスラム共和国債務不履行事件	パキスタン政府が作った会社が日本の国民との間で債務不履行問題を起こした、同国は統治行為として民事裁判権免除を主張	裁判権免除は私法的・業務管理的行為については適用されない（制限免除主義）

「違憲審査制の諸原則」

事件名	事実の概要	要点
警察予備隊違憲訴訟	鈴木茂三郎	日本の裁判所は具体的訴訟が提起されない限り憲法及び他の法律に判断を下す権限はない（付随的違憲審査制）
政令201号取消訴訟	同号は公務員の労働基本権を制限したことに反発しストライキ	同上
恩給法特例違憲訴訟	???	同上
売春防止法事件	???	同上
下級裁判所支部廃止訴訟	最高裁判所規則が、必要のない限り地方の裁判所支部を廃止するとしたところ、住民が裁判を受ける権利の侵害として訴えた	同上
第三者所有物没収事件	関税法に基づく没収によって、第三者が告知聴聞の機会なく所有物を失うことを理由に、関税法の意見を主張	侵害された具体的な権利が存在することと関係がなければ争点を想起することができない（32年判決）→可能（37年判決）
最判昭和39年11月28日事件	被告人が法人の代表者であるときの法人の第三者性	他人の権利侵害を理由には違憲主張できない

憲法判例リスト

「法令違憲」

事件名	事実の概要	要点
尊属殺重罰規定違憲訴訟	尊属殺重罰規定は違憲では？ 尊属を手厚く保護する立法目的も違憲では？	立法目的自体は違憲ではないが、法定刑が普通の殺人と比べて著しく重いのは不合理であり違憲。口語化に合わせ削除。法令全部違憲。
森林法共有林分割制限違憲訴訟	森林分割を禁じる森林法 186 条は違憲では？	立法目的との関係において合理性と必要性のいずれをも肯定できない、29 条 2 項（財産権）に反する。法令全部違憲。
薬局距離制限違憲訴訟	薬局に距離の制限を求めるのは違憲では？	目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものということではできない、22 条 1 項（職業生活の自由）に反し、法令全部違憲。
郵便法免責規定違憲訴訟	郵便業務従事者のミスで債権者の差押え権行使ができなくなったけど、郵便による損害について国の賠償責任を免除・制限する郵便法の規定は違憲では？	憲法 17 条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱したものと言わざるを得ない、書留郵便は無重過失でのみ免責すべき、特別送達郵便は無過失のみ免責。法令一部違憲。
在外邦人選挙権制限違憲訴訟	平成 10 年の公職選挙法改正で在外国民に国政選挙への参加を認めたのに、附則第 8 項により当分の間衆参両院の比例代表選出議員選挙にそれを限定したのは合憲？	憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項、44 条ただし書に違反する。法令全部違憲。
国籍法 3 条 1 項違憲訴訟	フィリピン女性と日本男性の間の婚外子が、父親の認知があっても国籍を取得できないとする国籍法 3 条 1 項は違憲では？	立法府に与えられた裁量権を考慮しても尚、その立法目的との間において合理的関連性を欠くものとなっていたと解される。法令一部違憲。
婚外子相続差別違憲訴訟	嫡出子である相手方が非嫡出子に遺産の分割の審判を申し立てたけど、そもそも 900 条 4 項但し書きって違憲では？	合理的な根拠は失われていた、として、法の下での平等を定める憲法 14 条 1 項に違反するとした。法令一部違憲。
再婚禁止期間違憲訴訟	再婚禁止期間を定めた 733 条 1 項のせいで婚姻できなかったのは法の下での平等に反するから、これは違憲では？	立法目的自体には一定の合理性はある（父性の推定の重複回避）が、期間の長さには合理性がないので、一部違憲。

憲法判例リスト

「適用違憲」

事件名	事実の概要	要点
猿払事件（時国判決）	郵政省の現業の公務員が選挙用ポスターを掲示したところ、国公法 102 条 1 項及びそれに基づく人事院規則 14-7 第 5 項 3 号・6 項 13 号の禁止に違反するとして、国公法 110 条 1 項 19 号に基づき起訴された	合憲限定解釈が不可能であることを前提とし、当該事件（＝周辺的部分）に適用する限りで違憲である、と述べている（芦部では適用違憲第 1 類型、最高裁は法令の一部違憲として捉えている。なお、同事件に際し、最高裁は同法令を全面的に合憲とした）
全通プラカード事件（岩村判決）	「佐藤内閣打倒、首切り合理化絶対反対前提本所支部」なる横断幕を掲げて行進した郵便局員が、上と同じ理由で懲戒処分になった	合憲限定解釈を行い、当該事件（周辺的部分）に適用したことは違憲とした（芦部の適用違憲第 2 類型）
全通プラカード事件（石田判決）	同上	猿払事件時国判決と同様、国公法 102 条 1 項が全一般公務員に適用されると人事院規則 14-7 第 1 項が明示していることを理由に、合憲限定解釈の可能性を否定、当該事件に関する限り違憲とした
第二次家永教科書訴訟（杉本判決）	原告・家永三郎が自身の執筆の教科書の一部を改訂したところ検定で不合格処分となったので、様々な憲法違反を根拠に不合格処分取消しを請求	教科書検定制度自体はそもそも思想内容を審査するものではないので合憲だが、本件は思想内容を審査したので違憲とした（適用違憲第 3 類型、検定制度自体の合憲性を前提せず、思想内容及ばない限り検閲に当たらない、という文言から、第 2 類型とも）
第三者所有物没収事件（昭和 37 年・最高裁判決）	既出	第三者に告知聴聞の機会を与えず、人権を侵害した処分につき適用違憲（第 3 類型、法令違憲や第 1 類型とも解することは可能）

憲法判例リスト

「合憲限定解釈」

事件名	事実の概要	要点
第三者所有物没収事件（昭和 32 年判決）	既出	第三者を善意の第三者として合憲限定解釈した
HS 式無熱高周波治療法事件	医療類似行為として HS 式無熱高周波治療法（めっちゃ安全）を認めないあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法は職業選択の自由に反するのでは？	禁止されるべき医療類似行為とは、人の健康に害を及ぼす恐れのあるものである、という合憲限定解釈
交通事故報告義務違憲訴訟	交通事故を起こしたら報告しなきゃいけない（道交法）のって、黙秘権（38 条など）を侵害しているのでは？	報告すべき事項は限定されており、黙秘権を侵害するほどの内容は報告しなくてよいから合憲とした
日航よど号事件	過激派によるよど号ハイジャックを報じた新聞記事を拘留所内の在監者に読ませないよう黒塗りにした措置は違憲では？	確かに規律・秩序が乱れることの一般的抽象的な恐れでは不十分で、被拘禁者の性向など具体的事情下で規律・秩序を維持できなくなる相当の蓋然性と真に必要と認められる限度であることが必要であると合憲限定解釈した上で適法とした
成田新法事件	成田新法の規定が過度に広範な規制を行い、また不明確なものであるため、集会の自由を侵害するのではないか？	「暴力主義的破壊活動等を行い、又は行う恐れのあるもの」→「暴力主義的破壊活動を現に行っているもの又はこれを行う蓋然性の高いもの」、「工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるとき」を「工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供される蓋然性が高いと認めるとき」と解した
泉佐野市民会館使用不許可事件	関西新空港建設に反対する決起集会開催のため市民会館の使用が市民会館条例 7 条「公の秩序を乱す恐れがある場合」に該当したが、集会の自由を侵害していないか？	生命・身体又は財産の侵害、公共安全に対する、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要、とした
広島市暴走族追放条例事件	「暴走族」による集会の規制をした条例の暴走の定義が広すぎ	通常の意味の暴走族に合憲限定解釈することは可能、とした

「人権共有の主体①～外国人～」

事件名	事実の概要	要点
マクリーン事件	在留中政治活動をした米国人が在留資格を更新できなかった	外国人の在留の可否は国の裁量であり、入国の自由はない

憲法判例リスト

「人権共有の主体②～法人～」

事件名	事実の概要	要点
八幡製鉄事件	八幡製鉄の代表による自民党に政治献金の責任を株主が追及	会社の政治的行為を全面的に認めた(⇔税理士会：公益活動法人)
サンケイ新聞事件	自民党の批判広告に対し、共産党が反論の機会を同紙に要求	名誉棄損・不法行為ではないとして新聞社の表現の自由を認めた
自衛官合祀訴訟	キリスト教信者の未亡人が、殉職自衛官の山口県護国神社での合祀につき政教分離違反・宗教的人格権侵害を理由に賠償請求	信仰の自由は寛容を要求する、神社にも信仰の自由があるとした
税理士会政治献金事件	南九州税理士会が税理士政治連盟への寄付をした行為は「目的の範囲内」か？ 思想の自由を侵害していないか？	税理士会が強制加入団体であることも考えると、個人の政治的自由を犠牲にして、多数決原理で団体の意思として決定し、協力を義務付けることは許されないから、目的の範囲外とすべき

「人権共有の主体③～子供～」

事件名	事実の概要	要点
旭川学テ事件	学力テスト実施を教師が妨害、学力テストの実施の合憲性が問題になった	「みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施す(よう)要求する権利を有する」

「私人間への直接適用」

事件名	事実の概要	要点
東京急行電鉄事件	東急の信頼を損なう記事を共産党の機関紙に掲載、解雇された	表現の自由を考慮しつつ、会社の行為は適法であるとした
十勝女子商業学校事件	裁縫の先生が生徒に対し共産党を宣伝、共産党に関する本を読ませ、政治活動をしない契約に違反したとして解雇された	人権の規定を考慮しつつ、自己の自由意思に基づく特別の方法または司法上の義務によって制約を受け得るとした(同上)
正伝寺事件	宗派の官長が任命した住職は徳行を欠いている、とし、檀信徒が住職の排除を訴えた	憲法 20 条を考慮しつつ、本件の排除行為では憲法 20 条は適用されないとした
馬司稻荷教事件	馬司稻荷教(?)の教祖(姉)が弟を養子縁組する際に結んだ、自宅で他の宗教を布教し祭祀を行わないとする契約は合憲?	信教の自由を考慮しつつ、同条が特定の場所で布教祭祀をしないことの約束を禁じるものではない、とした
西日本鉄道事件	遺失物盗難防止のための就業者に対する所有物検査は合憲?	人権規定を考慮しつつ、その検査の方法・程度が合理的で妥当であれば、従業員には原則として検査の受忍義務があるとした

憲法判例リスト

「私人間への間接適用」

事件名	事実の概要	要点
三菱樹脂事件	内定後に学生運動に加わったことがばれ、嘘をついたことを理由に内定を取り消したんだけど、これは 14 条違反では？	そもそも憲法は私人間効力を認めない、社会的に許容し得る限度を超えた人権侵害は信義則・公序良俗違反または不法行為として処理すればよい、企業は雇用の自由を持ち、この場合も適法
石神井公園住宅管理組合事件	ベランダを自由に使ってはいけないという管理組合規定は財産権を侵害しているのでは？	住宅管理組合とマンションの所有者との間の私人間効力であり、憲法は適用できない
目黒電報電話局事件	「ベトナム反戦」のバッジをつけて仕事をただで懲戒処分にする電電公社は思想の自由を侵害しているのでは？	電電公社当局は労働基本法が妥当するように、公権力とは違う、電電公社と個人も私人間の争いであって、憲法適用の余地はない
日産自動車事件	女性の定年が男性より低い就業規定も違憲では？	公序良俗（民法 90 条）に違反し無効（間接適用）
三井倉庫港運事件・日本鋼管事件・東芝労働組合小向支部事件	労働組合に社員を強制加入させる労働協定（ユニオンショップ協定）で退社が脱退の条件になっているのって、あり？	同上
寺院墓地墓石設置請求事件	寺院の典礼方式に反していても、その宗教をやめていたら自分なりのやり方で墓地を設置することを請求するのってあり？	寺院は墓地設置を拒む自由あるでしょ、契約自由原則～
入会団体会員資格男子孫要件無効確認事件	ある団体が、加入の条件を入会権を有していたものの男子孫であることを要件としていたのって、あり？	公序良俗違反（「憲法の基本理念に照らし」90 条違反…間接適用なのか？）

憲法判例リスト

「団体と個人（私人間効力が認められている？）」

事件名	事実の概要	要点
国労広島地本事件	団体（旧国鉄の労働組合）の活動のための特別会費を支払うことを組合員が拒否	無条件に協力義務を肯定すべきでない、活動の内容や性質、協力の内容・程度・対応のふたつを比較衡量した合理的な決定が必要（協力義務を部分的に肯定、政治的自由に関わる部分では、三井美唄労組事件同様協力義務を否定した）
南九州税理士会事件	（既出）上と同じようなもの	目的の範囲外である（強制加入団体であることが加味され、構成員の利益への比重が大きくなっている）
群馬司法書士会事件	阪神大震災で被災した兵庫県の司法書士会への寄付金の徴収	思想・信条の自由には無関係だから、問題ない、多額でもないし
希望が丘自治会事件	赤い羽根共同募金（教育講演会への寄付）の徴収が自治会費と一括で行われ、自治会員の意思が反映されていない	募金・寄付金は任意に行われるべきものであることから、高裁はこれを思想の自由を侵害するものとし、最高裁もそれを是認した
東京電力事件	東電山梨営業所長の機密情報が赤旗に掲載されたので、所長が所員に共産党員であるか再三回答を迫った	企業に甘い最高裁の態度の表れか、思想の自由は尊重されるべきだが、強制ではないし、必要性があった、とし、適法と判断した
関西電力事件	社員が共産党員であるか否か、ロッカーへのガサ入れや尾行により会社が調査、社内での孤立を図った	最高裁のメンバーが移り変わりリベラル化、名誉棄損、プライバシーの侵害の不法行為を認めた

「特別権力関係①～在監関係～」

事件名	事実の概要	要点
禁煙処分事件	監獄内での喫煙の自由	証拠隠滅・火災の発生などの危険性との比較衡量により、訴えは棄却、①制限の必要性の程度 ②制限される基本的人権の内容 ③具体的制限との態様、を衡量
日航よど号事件	（既出）	上の基準①を、紀律・秩序が放置できないほど侵害される「相当の具体的蓋然性」があるか否かでさらに厳しくし（？）、監獄内の新聞閲読の自由の制限を認めた（とはいえ、監獄長の広範な裁量を認める点では緩い）

憲法判例リスト

「特別権力関係②～公務員関係～」……「全体の奉仕者」？

事件名	事実の概要	要点
全通東京中郵事件	全通の役員が、東京中央郵便局の職員に対して争議行為を唆したとして起訴、公務員の労働基本権の制限（公労法 17 条）は合憲かが争われた	従来の「全体の奉仕者」論に基づく抽象的な根拠づけを放棄 ①労働基本権を尊重確保する必要と、国民生活全体の利益を維持増進する必要とを比較考量した上で、制限が合理性の認められる必要最小限度とされること、②国民生活に重大な障害をもたらす恐れのあるものを避ける為、必要やむを得ない場合に限ること、③制限違反に対して課せられる不利益は必要限度を超えず、特に刑事制裁は必要やむを得ない場合に限ること、④代償措置が講ぜられるべきこと、が労働基本法制限の合憲性の基準の要件とし、合憲とした（結論としては、正当な争議行為については刑事免責されるとして、被告人は無罪となった）
都教組事件	争議行為を禁止し、そのあおり行為を処罰の対象としている地方公務員法（37 条 1 項など）の合憲性が争われた	上の 4 要件を踏まえると禁止の規定は違憲の疑いが出るので、処罰対象を、争議行為・あおり行為ともに違法性の強いものに限られる、という合憲限定解釈（いわゆる「二重の絞り」）、無罪判決全司法仙台事件でも採用
全農林警職法事件	国家公務員法における同様の内容の禁止の合憲性の問題	判例を変更（①公務員の勤務条件は国会の制定した法律・予算によって定められる（財政民主主義）から、政府に対する争議行為は的外れであること、②公務員の争議行為には私企業の場合と異なり、市場抑制力がないこと、③人事院を初め、制度上整備された代償措置が講じられていること、が理由）、一律かつ全面的な公務員の労働基本権制限を肯定し、合憲とした これを受け、岩手教組学テ事件では地方公務員法に関する都教組判決を覆し、全通名古屋中郵判決では公労法 17 条に関する全通東京中郵判決を覆した

憲法判例リスト

「肖像権」

事件名	事実の概要	要点
京都府学連事件	学生運動をしている学生を警察が写真撮影、憲法 13 条に違憲？	①撮影方法の相当性、②証拠保全の必要性・緊急性、③犯罪発生 の 3 条件が満たされれば違憲しない
自動速度監視装置写真撮影事件	自動速度監視装置が運転者を写真撮影したもの、同条	3 要件のうち、③を犯罪発生中に絞った（発生後はダメ）
和歌山毒物カレー事件	被告人の法廷中の手錠姿をフリーの記者が隠し撮り	①・②を満たさず、腰縄状態での撮影であったため不法行為 人は、みだりにその容貌等を撮影されない自由について、法律上 保護されるべき人格的利益を有する
ピンクレディー事件	ピンクレディーの写真を雑誌が無断で使用し、パブリシティ権 （著名人が氏名・肖像による顧客吸引力・経済的利益を排他的 に支配する権利）が認められるか否か問題に	パブリシティ権を人格権に由来するものとして認めつつ、専ら肖 像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に違法 なパブリシティ権侵害と限定し、適法判断

「人格権・名誉権」

事件名	事実の概要	要点
宴のあと事件	三島の小説がプライバシー権侵害ではないかと訴えられた	プライバシー権を認めた

「前科をみだりに公表されない法的利益」

事件名	事実の概要	要点
前歴照会事件	弁護士照会を通して前科が見られた	前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、 前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保 護に値する利益を持つ
ノンフィクション「逆転」事件	元陪審員（米国統治下沖縄）が担当した被告の体験をもとにし た著作を発表	同上
長良川リンチ殺人（推知報道）事件	元少年の過去の強盗殺人事件について週刊誌に掲載した記事が 犯行や交友関係などを報道	全くの第三者が推知できる情報がなく、人物特定につながらな ければ、推知報道ではない

憲法判例リスト

「情報」

事件名	事実の概要	要点
麴町中学内申書事件	中学時代に学生運動に参加したことを内申書に記載され、高校受験で全落ち、プライバシー侵害にあたるか	情報の公開ではないからプライバシー侵害には当たらない、として請求を棄却
早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件	江沢民講演会出席者の情報を早稲田大学が警察に提供したことはプライバシー侵害にあたるか	秘匿の必要性は高くはないが法的保護の対象にはなるので、同意なく情報提供したことはプライバシー侵害となり不法行為となる
住基ネット違憲訴訟	住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の管理はプライバシー侵害にあたるか	個人が私生活上の自由のひとつとして何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されえない自由を有することを憲法 13 条は定めている、ただし本件は制度的担保があるので具体的危険性があるとはいえないから合憲

「個人の識別」

事件名	事実の概要	要点
外国人指紋押捺拒否事件	在日朝鮮人の崔善愛が過去の指紋押捺拒否を理由に元の身分のままでの再入国の許可を得られなかったが、そもそも外国人に指紋押捺を求める外国人登録法はプライバシー侵害にあたるか	同一人性を確認するための合理性、必要性があるので合憲

「自己決定権」

事件名	事実の概要	要点
鎌形学園バイク 3 ない校則訴訟・修徳高校パーマ退学訴訟	バイクやパーマを理由に自主退学勧告する・退学させることは違憲ではないか	私人間効力の問題として、憲法 13 条適用の余地はなく、また校則は不合理とは言えず、その他事情を考慮すれば適法とされた
エホバの証人輸血拒否事件	東大病院がエホバの証人患者に輸血措置	患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反ずるとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。

憲法判例リスト

「氏名権」

事件名	事実の概要	要点
NHK 氏名日本語読み訴訟	崔昌華を民族語読み「チオエ・チャンファ」ではなく「さいしよ うか」と発音され、NHK に不法行為による賠償を請求	氏名は人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の 象徴であって、憲法上保障される人格権の一内容を構成するもの というべきであるから、人は、他人から氏名を正確に呼称される ことによって、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有 する（ただし、慣用的な方法があり、一般的に是認されたもので あれば、視聴者の大部分の理解のために許容され、適法となる）
図書館情報大学教授氏名権訴訟	学術論文の提出で不都合が生じるから、旧姓の使用を認めよ	違法性はない

「その他包括的基本権」

事件名	事実の概要	要点
賭博罪違憲訴訟	賭博の自由（幸福追求権）～	???
とらわれの聴衆	市営地下鉄で聞きたくないCM を聞かされるのは自由の侵害？	他者から自己の欲しない刺激によって心の平穏を害される利益と いう広い意味のプライバシーは、包括的な人権としての幸福追求 権に含まれるが、公共の場所においては受忍義務があるため憲法 で保障されていない
どぶろく裁判	自己消費のためならお酒を造る自由を認めるべき？	自主製造規制は財源確保のための立法府の裁量権内の措置であり 著しく不合理であるとはいえないので違憲ではない
シートベルト装着義務訴訟	シートベルトを装着しない自由？	憲法 13 条の国民の私生活上の自由も、公共の福祉の制約に服す
ストーカー規制法違憲訴訟	ストーカー規制法は幸福追求権・表現の自由の侵害？ ストーカー 一行為の定義が「恋愛感情その他、好意の感情等を表明するな どの行為」って、広すぎでは？	「相手方の身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害される、 または相手方の行動の自由が著しく害されるような不安を覚えさ せる行為により行われる、社会的に逸脱した付きまとい等の行為」 に限定し、「ストーカー行為の規制の目的は正当であり、規制内 容 は合理的かつ相当なものである」として合憲判断

憲法判例リスト

「沈黙の自由」

事件名	事実の概要	要点
謝罪広告強制事件	衆院選で他候補を名誉毀損した候補者が、裁判所から謝罪広告の公表を命じられた	単に事態の真相を告白し陳謝の意を表するに止まる程度であれば加害者の思想良心の自由を不当に制限するとは言えないから強制しても合憲（表現の自由の問題ではないか、と日比野は指摘）
大分別府遺跡捏造報道事件	新聞社が大分の別府遺跡の調査結果を捏造し謝罪広告	同上
金沢大学医学部再試験拒否事件	試験をボイコットした学生に謝罪文を要求	同上
麹町内申書事件	（既出）	思想信条を了知させるものではないし、仮に了知させたとしても、学生運動の事実の記載自体が思想の自由を侵害するわけでもない
東京電力事件	（既出）	調査は必要であり、強制でないので思想の自由を侵害していない

「良心的拒否権」

事件名	事実の概要	要点
君が代起立斉唱伴奏職務命令事件	小学校の音楽専科教諭が入学式でピアノ伴奏を拒否、戒告処分 の職務命令が出た	ピアノ伴奏と君が代に関する歴史観・世界観は一般的に不可分ではないし、音楽教諭には通常想定・期待されるものだから、合憲
牧会活動事件	逃走中の高校生を説得し任意出頭させた牧師が犯人蔵匿の罪に	目的・手段ともに相当なものであったから、正当な業務行為
日曜日の授業参観事件	牧師の両親主催のミサに出席し、日曜日の参観授業を欠席した 児童が、指導要録に「欠席」と記載された	公教育の宗教的中立を損なうから、出席の免除は認められない
剣道受講拒否事件（神戸高専事件）	（既出）	①代替手段の存在、②拒否の理由の正当性、③他の宗教者・無宗教者に圧迫・干渉を与えない、④公教育の中立性が保てることから、処分は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲外とした

「言論・出版の自由」

事件名	事実の概要	要点
船橋市西図書館蔵書破棄事件	図書の定期的廃棄で、公立図書館の図書館員が、政治的思想に基づいて廃棄の適否を判断	公正に資料を取り扱うべき職務上の義務違反、著作者の法的保護に値する人格的利益の侵害があった（思想の自由の侵害ではない）

憲法判例リスト

「信教の自由」

事件名	事実の概要	要点
津地鎮祭事件	市が体育館建設にあたり地鎮祭を行った	目的効果基準（当該行為が宗教と形式的に関わり合いがあるかを審査したうえで、目的が宗教的な意義を持ち、その効果が宗教に対する援助・助長、又は圧迫・干渉等になる行為のみを政教分離原則違反として扱う、ただし行為の場所・一般人の宗教的評価・行為者の意図目的及び宗教意識・一般人への影響など諸般の事情を考慮し、社会的通念に従って客観的に判断される）を採用し、地鎮祭は世俗的行事で宗教的活動に該当しないとした
自衛隊合祀訴訟	殉職者リストが自衛隊地方連絡部から県隊友会（私的組織）に渡され、隊友会が神社に合祀申請をしたところ、キリスト教徒が含まれていた	目的効果基準を定型的に援用して、間接的関わり合いはあるが、自衛隊員の社会的地位向上・士気高揚が目的であり、特定の宗教に影響するものでもないとした
愛媛玉串料訴訟	県知事が護国神社での例大祭に際し公費から玉串料を奉納した	目的効果基準を定型的に用いて、目的は一般人の宗教的意識から考えて社会的儀礼にとどまらず、効果としても一般人に当該宗教団体が特別という印象を与え得ることを考慮し、相当の関わり合いの要件は定型的に判断して、違憲とした
大阪地蔵尊事件	地蔵の移転が必要になった際、市が土地を提供	目的効果基準を用いず、目的である地蔵尊像信仰は民間信仰であって伝統的・習俗的行事であるから宗教的儀式ではない、という一般人の宗教的評価によって合憲とした
箕面忠魂碑事件	隣接する小学校の用地拡大に伴う忠魂碑の移転のために、市が費用・代替地を提供	目的効果基準を用いて、目的は一般人の宗教的意識から見て世俗的（戦没者の記念碑）であるとし、効果、相当の関わり合いの要件は定型的に判断して、合憲とした
箕面遺族会事件	市が戦没者遺族会に対し間接的に補助金を支出していた	目的のみ考慮（福祉の増進）しつつ、遺族会が宗教上の組織ではないとした
抜穂の儀事件	大嘗祭中の儀式に、県知事らが公費を支出して参加	目的効果基準で、関わり合いは外形的には存在することを認めつつ、社会的儀礼であるとして違憲に足る相当な関わり合いを否定

憲法判例リスト

鹿児島大嘗祭事件	同上	社会的儀礼として定型的に目的効果基準を援用
神奈川即位礼事件	同上	目的・効果・関わり合いのいずれにも触れずに社会的儀礼とした
空知太事件	連合町内会が市有地を無償で神社施設の敷地として利用することを市が許容していた	目的効果基準によらず、事件の経緯や宗教施設の性格、土地提供の態様などの総合的判断によつてした上で違憲と判断（藤田補足意見：目的効果基準は、問題の行為が世俗的・宗教的側面を持つときに用いるべき）
白山比咩神社事件	神社の記念事業（市の観光資源としても重要であった）の支援を目的とする奉賛会の発足会に市長が出席、祝辞を述べた	目的効果基準に回帰、関わり合いは否定できないが、目的、効果、関わり合いの相当性について定型的に判断し合憲とした

「報道の自由」

事件名	事実の概要	要点
博多駅テレビフィルム提出命令事件	学生と機動隊の衝突を記録したフィルムを、機動隊の過剰警備を争う付審判請求に証拠として提出するよう地裁が命令	提出命令が「やむを得ない」ものであり、報道機関の不利益を上回るものであるとの比較衡量を行い、合憲とした（ただし、本件における報道機関の不利益は報道の自由ではなく「将来の取材の自由が妨げられる恐れがあること」である、とした）
外務省機密漏洩事件	毎日新聞記者が外務省女性事務官からそのかしによって沖縄返還協定に関する極秘文書を入手した	一審は具体的な利益衡量によって無罪、二審は秘密漏洩唆し罪に厳格な合憲限定解釈を加えた上で有罪とした（最高裁は意味不明）
石井記者事件	逮捕状発布に関する情報が事前に漏れ新聞に公表、記者石井が裁判所に召喚されたが、取材源を秘匿した	利益衡量すら行わず、証言の義務を犠牲に取材源の秘匿を認めることはできないとした（知る権利・報道の自由が未確立の時代）
北海タイムズ事件	強盗殺人事件の公判中カメラマンが記者席を離れ裁判官席のある壇上に上り被告人を撮影した	（一般論として）「新聞が事実を報道することは、憲法 21 条が認める表現の自由に属し、又そのための取材活動が行われねばならないことは言うまでもない」とした

憲法判例リスト

「事前抑制・過度広範規制」

事件名	事実の概要	要点
税関検査事件	税関が「公安又は風俗を害すべき書籍」を禁制品としているが、これは検閲にあたるか？	海外で既に発表済みであるし、思想内容自体を検査するのではなく関税徴収手続きの一環に過ぎないから検閲ではない（「事前抑制そのもの」ではないが「事前抑制的な側面」があることは認められており、後者はやむを得ない場合には許される、としている）
メイプルソープ事件	写真家メイプルソープの性描写を含む写真集の輸入が禁制品にあたるか？	平成 11 年の写真集はわいせつ物、平成 20 年の写真集はわいせつ物ではないとの判断（税関職員の裁量が絶対的に許されるのか？）
エロス+虐殺事件	映画公開によって名誉権・プライバシーの権利が侵害されるとして上映禁止の仮処分を行った	???
北方ジャーナル事件	帯広市長の五十嵐さんを誹謗中傷する記事が載った雑誌に対し発行禁止の仮処分を行った	裁判所による事前差止めは憲法で禁止される検閲には当たらないが、事前抑制そのものではあるから、厳格かつ明確な要件が必要、本件のように公職選挙の候補者に対する批判などの場合、公共の利害に関するものであるから、事前抑制せず、その社会的価値を私人の名誉権に優先させるべきだが、①虚偽であり公益のためでない内容であり、②被害者が重大にして著しく困難な損害を被る場合は、例外的に事前差止めも許される、とした
教科書検定事件	（既出）	教科書検定は合理的で必要やむを得ないもの、事前抑制そのものではない、などの理由で検閲には当たらず合憲だとされる
岐阜県青少年保護育成条例事件	青少年保護のため有害図書を指定、販売などの禁止をした	判例の検閲の定義には当たらないが、有害図書は青少年非行などの害悪を生む相当の蓋然性が必要（伊藤正巳の補足意見）
政見放送事件	政見放送中に不適切な部分がカットされた	NHK が勝手にやったことであり、行政権によるものではない

憲法判例リスト

「表現内容の自由」

事件名	事実の概要	要点
食糧緊急措置令違反事件	農民に対して、生産した米を供出しないように演説、食糧緊急措置令違反として懲役に	法律上重要な義務の不履行を称揚・扇動するため、公共の福祉に反する、とした
破防法違反事件	中核派全学連の委員長が多くの聴衆に対して沖縄返還協定批准を阻止するためには機動隊の殲滅が必要だと演説し、破防法の扇動罪に当たるとして起訴された	公共の安全を脅かす重大犯罪を引き起こす可能性のある社会的に危険な行為だから、公共の福祉に反し、表現の自由の保護を受けるに値しない、とした
福岡県青少年保護育成条例事件	青少年の「淫行」の禁止	「淫行」を、①青少年を誘惑し、青少年の心身の未成熟に準じた不当な手段により行う性行為、②青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っていることしか認められないような性行為、に限定解釈して有罪に（一般人の解釈に合うのか?）
チャタレー事件	小説の性描写が刑法 175 条のわいせつ文書頒布の罪に当たるか	「わいせつ文書」を、①徒に性欲を刺激し興奮させる、②普通人の正常な羞恥心を害する、③善良な性的良俗観念に反するものと限定解釈し、芸術性とわいせつ性は関係ないとして有罪とした
「悪徳の栄え」事件	性交に関する露骨で具体的で詳細な描写	上判例を踏襲しつつ、加えて「芸術性はわいせつ性を解消し得る」、「わいせつ性は文書全体との関連において判断されるべし」、とした（反対意見として、①客観的に現れる作者の姿勢・態度等、文書全体として判断し、②販売での宣伝広告の方法や、③対象の読者・社会の文化的発展の程度等の環境の推移に照応し、④芸術性・思想性との関連においてわいせつ性を判断する相対的わいせつ概念に基づいて、無罪とするものあり）
「四畳半襖の下張」事件	永井荷風の戯作が猥褻文書	従来と異なる相対的わいせつ概念を反映した定義づけ（①性描写の程度と手法、②全体に占める比重、③思想と性描写の関連性、④文書の構成と連帯、⑤芸術性などによる性的刺激の緩和の程度、⑥任意の諸観点から文書を全体としてみたときに読者の好色興味に訴えるかどうかを時代の健全な社会通念に照らし決する）

憲法判例リスト

夕刊和歌山事件	雑誌夕刊和歌山が、新聞記者が役所の課長を脅迫した旨の記事を取り上げた	公共の利害に関する事実について、真実でなくても、表現行為者が真実であると誤信し、確実な資料・根拠に照らしてそれに相当の理由がある時は、名誉毀損罪・不法行為は成立しない、と変更
月間ペン事件	創価学会の会長池田大作氏の私的行動をとりあげ、女性関係などに触れた記事を掲載・販売した	私人の私生活上の行状であっても、その携わる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などの如何によっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、公共の利害に関する事実にあたる場合があると解釈すべし、と解釈
長崎県教育正常化父母の会事件	教師の成績評価に関する論評が、名誉棄損に当たるかどうか	目的が専ら公益を図るものであり、前提とする事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなどの論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠く、と意見・論評に関して要件を追加した
「疑惑の銃弾」事件	ロス疑惑（週刊文春が、三浦の真犯人説を唱えた）	ほぼ同上

「表現行動の自由」

事件名	事実の概要	要点
大阪市屋外広告物条例事件	電柱にビラ貼りをし、屋外広告物条例違反として起訴	都市の美観風致の維持は公衆の秩序を保持するため合憲（ここで一切具体的比較衡量なし）
大分県屋外広告物条例事件	街路樹の支柱にブラカード式のポスターを括り付けた、同上	同上（伊藤裁判官の補足意見「パブリック・フォーラム論」）
愛知県原水協事件	電柱にビラ貼りをし、軽犯罪法1条33項（みだりに他人の家屋その他の工作物に立札をしてはならない）違反で起訴	他人の財産権・管理権を不当に侵害することは許されないから、公共の福祉に照らし、表現の自由に関する明確かつ合理的な制限として許される
京王帝都電鉄吉祥寺駅ビラ貼り事件	駅構内でビラ配り、鉄道営業法35条（鉄道職員の許諾受けずに鉄道地内で物品の頒布をすることを禁ずる）違反で起訴された	同上
文書図画規制	公職選挙法上の、選挙期間中の文書の配布・掲示に関する制限	表現内容と表現態様を区別し、表現態様（とき・ところ・方法）にはおのずから公共の福祉のための必要かつ合理的な制限がある、とし、ここでの公共の福祉は選挙の公正な競争であると判示した

憲法判例リスト

街頭演説事件	街頭演説の事前許可制措置	先と同様に、とき・ところ・方法に関する制約であるとし、交通という公共の福祉が目的であるとした
事前運動の禁止事件	そのまま	とき・ところ・方法のアプローチに代わって、常時選挙運動を許容すればいかなる不利益が生じるか、という一定の内容に関する論証をした上で、選挙の公正を確保するため許される必要かつ合理的制限であるとした（ただし、比較衡量は十分とはいえない）
戸別訪問の禁止違反事件	そのまま	上判決に反対、直接的規制と間接的・付随的規制という、猿払事件以降の基準が用いられ（①禁止目的の正当性、②目的と禁止される行為との間の合理的関連性、③禁止により得られる国民全体の共同利益と、禁止によって失われる利益との均衡を審査するやり方）、買収・利益誘導・生活の平穩の妨害・多額の出費・情実の支配という弊害の防止と自由・公正な選挙の確保などといった目的の正当性を認め、一律禁止と禁止目的の間には合理的関連性があるとし、禁止により失われる利益は意見表明の自由の間接的・付随的制約に過ぎず、禁止により得られる選挙の自由・公正という利益はこれよりもはるかに大きいから、禁止は合理的でやむを得ない限度を超えていない、とした（衡量はされているが、内実は戸別訪問禁止が内容中立的規制であることが根拠である、つまり選挙運動の自由の規制による不利益が間接的・付随的である理由自体は実質的に判断されていない、と伊藤は指摘している）
新潟県公安条例事件	デモ行進が許可制	一般的な許可制を敷くことは事前抑制であるからダメ（届け出制にすべき）
東京都公安条例事件	同上	「集団行動の実施が公共の安寧を保持する上で直接的に危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外はこれを許可しなければならない」という文言から、実質的には届け出制に等しいとし、合憲とした（とはいえ、許可がもらえるか否か不明であり問題がある）

憲法判例リスト

長崎県道交法事件	道路交通法 77 条 1 項 4 号及び長崎県道交法施行規則が、デモを許可制としていた	許可が得られない場合を明白な危険が存在する場合のように限定解釈し合憲と判断した
愛知県公安条例事件	公安条例の条件付与	思想の表現自体を禁止するのではなく、「集団行動が秩序正しく平穩に行われ、不必要に公共の安寧と秩序を脅かすことのないように」条件を課すことが目的であるとし、これは表現の本質的な意義と価値を失わせるものではないとして合憲判決（猿払ルールが採用されている）
徳島市公安条例事件	「交通秩序を維持すること」を条件とする規定は漠然性ゆえの無効に当たるか？	一般人の理解で具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうか判断できない場合以外、すなわち殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為に対して適用されるならば、合憲（限定解釈）
皇居前広場事件	メーデー（既出）	公園管理者が当該公共施設の種類・規模・目的を勘案して適切な管理権の行使を行えば、合憲
成田新法事件	（既出）	①制限の必要性の程度、②制限される自由の内容と性質、③具体的制限の態様と程度等を衡量して決められるべきだという一般的審査基準を設定（日航よど号事件と同じ）、合憲限定解釈を行った（「危険の恐れがある」→「危険の存在 or 危険の蓋然性の高い」）
泉佐野市民会館事件	（既出）	「危険の恐れ」→「明らかに差し迫った危険の発生が、客観的事実に照らし具体的に予見されること」と限定
上尾市福祉会館事件	「会館の管理上支障があると認められるとき」使用不許可	上と同様、支障の発生が客観的事実によって具体的に予見されることを要求した

憲法判例リスト

○ 表現行動の自由に関する違憲審査（・合憲限定解釈）に用いられる criteria

- (1) 「とき・ところ・方法」ルール……表現態様（主に選挙行動）における表現の制限を合理化するための、いわば枕詞
- (2) 猿払ルール……①制限目的の正当性、②制限目的と手段の合理的関連性、③制限によって得られる利益と失われる利益の均衡
e.g.) 愛知県公安条例事件など
- (3) 日航よど号ルール……①制限の必要性の程度、②制限される自由の性質と内容、③具体的制限の態様の程度
e.g.) 堀越事件（公務員の政治的自由）←猿払ルールを引用すべきでは？
c.f.) 泉佐野事件（引用はないが、実質日航よど号ルール。①自由の重要性、②他の人権侵害の内容・危険性、の衡量）
- (4) 合憲限定解釈への応用
e.g.) 成田新法事件（日航よど号ルール①・②を合憲限定解釈のための判断枠組みに利用）
広島暴力団追放条例事件（猿払ルールを合憲限定解釈のための判断枠組みに利用）

○ 比較衡量論について

比較衡量論とは、それを制限することによってもたらされる利益と、それを制限しない場合に維持される利益とを比較して、前者の勝ちが高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる、というものである。昭和40年代に導入された。

これを取り入れた初期の著名な最高裁判例としては、博多駅事件、全通東京中郵事件などがある。ここでは具体的な利益同士を比較する個別的比較衡量が行われた。既出の通り、これらの判決では明確な基準というものが提示されている。

とはいえ、比較衡量において、個人の具体的権利と対置されるものは、公共の利益のような一般的・抽象的利益となることが多い。特に、国家権力と国民の利益の衡量では、概して国家権力の利益が優先しがちである。例えば、全農林警職法事件や猿払事件、全通名古屋中郵事件の判決がそうである。これは、一般的に比較の準則が明確でないことに起因する問題である。このため、芦部は同程度に重要な人権同士の調整に用いられるべきであるとしている。

そこで、こうした裁判官の恣意に陥りがちな比較衡量における規制の必要性をより客観的に判断するための基準が必要となる。ここにおいて、二重の基準論が重要になってくる。例えば、薬局距離制限違憲判決では、これが消極規制であることを認定した上で、LRAの基準を用いて必要性を判断している。都教組事件で用いられた「二重のしぼり」も、これに属するものと言うことができるだろう。ただし、この基準が常に用いられているわけではもちろんなく、前述した全農林警職法事件や猿払事件などでは、合理性の基準、あるいは必要やむを得ない程度の基準が用いられているとされる。むしろ、厳格な要件で適用されたのは、事前抑制的性格を持つ規制であることが多いとされる（後述のよど号もそうである）。

ここで、上に挙げた日比野の猿払ルールと日航よど号ルールの対比が注目される。前者は単純な利益の衡量であるのに対して、後者は規制の必要性、制限される自由の性質と内容、具体的制限の態様の程度、といったより総合的・実質的判断をする基準である。これも一種の比較衡量の発展形と見ることができるだろう。

憲法判例リスト

「職業の自由」

事件名	事実の概要	要点
薬局適正配置判決	薬局の配置を制限	<p>規制の目的、必要性、内容、規制によって制限される職業の自由の種類・性質、制限の程度等の比較衡量が、まず立法府によってなされることが必要であり、次いで司法権がその立法権の裁量の範囲を決めるとの一般論を示した（日航よど号ルール（上述）の立法裁量基準への応用）</p> <p>消極規制は、「よりゆるやかな職業活動の内容及び様態に対する規制によっては、規制を十分に達成できない場合に」限って合憲とする、とし、違憲判断をした</p>
小売市場判決	小売商の店舗の配置を制限	<p>社会経済の分野において、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかどうかは、立法府の裁量的判断にまっほかないとした上で、積極規制については、規制措置が著しく不合理であることが明白である場合（目的が公共の福祉に適合せず、手段として十分な必要性と合理性がない場合）に限って違憲とするとし、合憲判断をした</p>
酒類販売免許制判決	酒類販売業の免許を申請したところ、経営の基礎が薄弱であることを理由に拒否され、免許制及びその要件の合憲性を争った	<p>免許制は一般に重要な公共の利益のために採られた合理的な措置でなければならない、とした上で、租税の適切かつ確実な賦課徴収のための職業の許可制としての免許制は必要性と合理性の立法府の判断が著しく不合理な判断でない限り、憲法に違反しない、という判断をした</p>

憲法判例リスト

「積極規制」

事件名	事実の概要	要点
生糸輸入売渡規制判決（西陣ネクタイ訴訟）	日本の生糸産業保護のため、輸入の一元化、売渡方法、売渡価格を日本蚕糸事業団及び同事業団から委託を受けた者が管理することとなり、独自に輸入をしていた西陣が損害を被った	明白に著しく不合理であるとは認められない（あまり詳しい論証はなかった）
タバコ販売規制判決	タバコ販売の許可制	年長者・身体障害者のための雇用機会創出という目的は著しく不合理であることが明白であるとは認め難い
特定石油製品輸入事業登録判決	石油製品輸入業者の登録制	効率性を担保し外貨準備高を減らさないため
農作物共済当然加入制判決	農家の不作への保険を一本化	互助～
保険医療機関指定制度判決	医療機関に増床を認めつつ保険医療機関申請を拒否した市の処分が問題に（このままだと保険不適用の診療しかできない）	厚生～

「消極規制」

事件名	事実の概要	要点
司法書士法違反事件	登記を適切に行うためには一定の資格、司法書士の資格を有していなければならない	資格制による参入制限であり、薬局距離制限違憲判決を引用して合憲としている

「財産権」

事件名	事実の概要	要点
森林法共有林分割制限違憲訴訟	（既出）	（略）
インサイダー取引判決	（略）	（略）
農地転用許可制違憲判決	（略）	（略）

憲法判例リスト